

## 産業課からのお知らせ

## 農用地利用計画の変更（農振除外）手続きについて

申し出の受付の締め切りは12月19日です。また、申し出までに事前相談をすませてください。

## □農振農用地とは？

町では「八百津町農業振興地域整備計画（以下「整備計画」）」を定め、そのうち農用地利用計画で、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として「農業振興地域内農用地区域」を定めています。

これが、いわゆる「農振農用地」です。

農振農用地に定められている土地は、原則として農地転用や開発が出来ないなど厳しい制約があります。しかし、経済事情の変動やその他の情勢の推移により土地利用の見直しが必要な場合も生じることから、農振農用地の区域から除くこと（農振除外）についての申し出を個別に受け付け、**限られた要件**に該当するとき、整備計画の農用地利用計画を変更しています。

## □農振除外の要件

農業振興地域の農用地区域からの除外は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件を満たすものに限られます。また、その目的について農地法、都市計画法、建築基準法など他法令による許認可が見込まれる必要があります。

## 農業振興地域の整備に関する法律

## 第13条第2項（要約）

- 農振農用地以外の土地をもって代えることが困難であること。
- 農用地の集団化、作業の効率化等、土地の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 土地改良事業等を行った区域内の土地に該当する場合は、事業実施後8年を経過している土地であること。

## □無断転用には厳しい罰則があります。

無断で農地を転用したり、計画通りに転用していない場合は農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役や300万円以下（法人は1億円以下）の罰金という罰則の適用もあります。

※既に転用してしまっている場合は、農業委員会までご相談ください。

## □農振農用地からの除外の申し出の手続き

## 1. 農振農用地の確認

農地において住宅・店舗の建築、駐車場等の整備など、農地転用や開発が必要な事業を計画する際には、その土地が農振農用地ではないか確認してください。農振農用地の確認は、電話でも可能です。地番により管理していますので、確認したい土地の地番を担当に伝えてください。

## 2. 事前相談

計画地が農振農用地であった場合は、農用地以外で代替する土地がないか探してください。しかし、代替する土地がなく、農振除外を希望される場合は、その土地の資料（案内図、公図、土地の登記簿謄本等）ご持参のうえ、あらかじめ役場2階産業課農地係へご相談ください。

その際には、

1. だれが
2. どのような目的で
3. どう利用するのか
4. なぜ必要なのか
5. 代替する土地は他にないか

など伺いますので、申し出理由を明らかにしておいてください。

## 3. 農振除外の申し出書類の提出

申し出の受付の締め切りは、12月19日です。また、申し出までに事前相談をすませてください。

## 4. 申し出から農振除外完了までの期間

農振除外の申し出を受け付けてから除外が完了するまでは、おおむね10か月の期間を要します。計画変更の際し、異議申立てがあった場合には、さらに期間を必要とします。

また、申し出が認められない場合もありますので、ご注意ください。

## □お問い合わせ

役場2階 産業課 農地係（農業委員会事務局）  
☎ 43-2111（内線 2257）